

掛川市規則第 32 号

掛川市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 5 月 26 日

掛川市長

(別紙)

掛川市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

掛川市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成17年掛川市規則第100号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第2条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

適正化に関する法律」に、

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所等で捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨

を

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所等で捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨」に、

「飼養を目的とする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請日以前5年の間に飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る種類及び数量」を

「飼養を目的とする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請日以前5年の間に飼養を目的として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る種類及び数量」に改める。

様式第2号から様式第5号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の

保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。